

令和7年度分市民税・県民税申告書の書き方

市民税・県民税の申告につきましては、毎年市民のみなさんにご協力をいただいております。今年も市民税・県民税の申告書を提出していただく時期となりましたので、この書き方をよくお読みになって申告していただきますようお願いいたします。

なお、令和7年度分の申告書は令和6年度分の申告実績等に基づいてお送りしておりますので、今回申告書が届いたからといって必ずしも申告の義務があるとは限りません。下記の事項をご確認のうえ、ご提出をお願いします。

申告の必要な人

令和7年1月1日現在、東近江市に居住していた人（令和7年1月2日以降に東近江市外に転出された方も含みます。）で、令和6年中（1月～12月）の所得が次に該当する人

1 営業、農林水産業などの事業による所得や地代、家賃、配当などの所得のあった人	所得金額の計算に必要な収支内訳書（申告書裏面にあり）、源泉徴収票等を添付してください。
2 給与と所得の他に各種の所得（農業、不動産、雑所得、配当等）のあった人 〔給与と所得以外の所得が20万円以上の人は、所得税の確定申告が必要な場合があります。〕	
3 2か所以上から給与の支払を受けている人 〔年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得以外の各種所得の合計金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告は不要ですが、市民税・県民税の申告は必要です。〕	源泉徴収票、生命保険料控除証明書等を添付してください。
4 給与と所得のみで勤務先から東近江市に給与支払報告書が提出されていない人	
5 公的年金等による雑所得のみの人であって医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、配偶者控除などの各種控除を受けようとする人	

※令和6年中に所得がなかった人についても、国民健康保険料の算定や公営住宅の入居等で申告が必要な場合があります。

申告をしなくてもよい人

- 令和6年分の所得税の確定申告をした人
- 令和6年中の所得が給与と所得のみで、勤務先から東近江市に給与支払報告書が提出されている人
- 令和6年中の所得が公的年金等に係る所得のみで、支払者から東近江市に公的年金等支払報告書が提出されている人
- 市内在住のご家族の被扶養者となっている人

近江八幡税務署で申告してください

◎譲渡所得 ・土地、建物の売買や株式の取引による収入等の申告 ・上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除	◎先物取引・FX（外国為替証拠金取引） ◎住宅借入金等特別控除（初年分） ・住宅借入金等特別控除や住宅耐震改修、認定住宅新築等特別税額控除を申告する場合
◎配当所得 ・上場株式等の配当等で申告分離課税を選択したもの	◎準確定申告 ・お亡くなりになった人の申告
◎青色申告 ※2月18日(火)～28日(金)の間は八日市文化芸術会館でも受け付けます。	◎過年分（令和5年以前の分）の所得税の申告
近江八幡税務署 〒523-8502 近江八幡市桜宮町243-2 TEL 0748-33-3141（代表）	

申告受付

- 郵送の場合
市民税・県民税申告書に必要な事項を記入のうえ、必要書類を同封して市民税課まで郵送してください。同封の返信用封筒をご利用いただければ郵送料は不要です。
- 市民税課に来庁される場合
市民税・県民税申告書と必要書類をご持参ください。ただし、市民税課での申告相談は、2月14日（金）までです。 ※2月14日（金）以降でも市民税・県民税申告書と必要書類の受理のみであれば受け付けます。
- 各支所に来庁される場合
市民税・県民税申告書と必要書類をご持参ください。ただし、申告会場が開設されている日については、申告会場で受け付けます。申告会場が開設されていない日は、窓口で受け付けます。
- 申告会場へ来場される場合
市民税・県民税申告書と必要書類をご持参ください。申告会場によって、受付期間および受付時間が異なります。詳しくは令和6年申告相談スケジュールをご覧ください。

申告期限

令和7年3月17日(月)

申告に必要なもの

- 申告者のⅠまたはⅡ
Ⅰ マイナンバーカード（個人番号カード・顔写真付きのもの）
Ⅱ 通知カード（顔写真のないもの）および運転免許証などの顔写真付きの身分確認書類
※郵送で提出される場合は、ⅠまたはⅡの写しを添付してください。
- 市民税・県民税の申告書
- 源泉徴収票（支払者の証明書）※給与や公的年金のある人
- 社会保険料控除証明書 ⑤生命保険料・介護医療保険料・個人年金保険料の控除証明書
- 地震保険料の控除証明書 ⑦寄附金の受領書等（寄附金控除を受ける人）
- 令和6年中に支払った医療費控除の明細書（医療費控除を受ける人※明細書は、領収書をもとに事前に完成させておいてください。）
- 障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など（障害者控除を受ける人）
- 収支内訳書（事業・不動産・農業所得がある人） ⑩その他、所得や経費を明らかにする書類等

個人の白色申告者のうち、事業所得（営業・農業）、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う**全ての人**（所得税および復興特別所得税の申告の必要がない人も対象となります。）は、**記帳と帳簿書類の保存が必要**となります。

詳しくは、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）または近江八幡税務署（TEL0748-33-3141）までご確認ください。

お問合せ

東近江市税務部市民税課 TEL0748-24-5604 IP050-5801-5604
永源寺支所 TEL0748-27-2183 IP050-5801-2183 五個荘支所 TEL0748-48-3111 IP050-5801-3111
愛東支所 TEL0749-46-2261 IP050-5801-2261 湖東支所 TEL0749-45-0511 IP050-5801-0511
能登川支所 TEL0748-42-9912 IP050-5801-9912 蒲生支所 TEL0748-55-4884 IP050-5801-4884

添付書類貼り付け

※源泉徴収票・国民年金保険料や生命保険料の支払証明書などは、この面に貼って申告書と一緒にご提出ください。

各種控除額一覧表（令和7年度適用見込額）

市民税・県民税の生命保険料控除

(1)平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る生命保険料控除

年間の支払保険料等	控除額
～12,000円	保険料支払額全額
12,000円～32,000円	支払額×50%+6,000円
32,000円～56,000円	支払額×25%+14,000円
56,000円～	28,000円

※新契約に係る一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料それぞれについて、上の表に当てはめて計算します。

(2)平成23年12月31日以前に締結した保険契約等（旧契約）に係る生命保険料控除

年間の支払保険料等	控除額
～15,000円	保険料支払額全額
15,000円～40,000円	支払額×50%+7,500円
40,000円～70,000円	支払額×25%+17,500円
70,000円～	35,000円

※旧契約に係る一般生命保険料および個人年金保険料それぞれについて、上の表に当てはめて計算します。

(3)新契約と旧契約の双方について生命保険料控除の適用を受ける場合の控除

新契約と旧契約の双方の支払保険料について、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の控除額は、それぞれ次に掲げる金額の合計額（上限28,000円）になります。

- 新契約の支払保険料等について、上記(1)の計算式により計算した金額
- 旧契約の支払保険料等について、上記(2)の計算式により計算した金額

◎生命保険料控除は、一般生命保険料と個人年金保険料と介護医療保険料の合計額となります。〔上限額:70,000円〕

市民税・県民税の地震保険料控除

(1)地震保険料		(2)旧長期損害保険料(10年以上で満期返戻金有)	
保険料支払額	控除額	保険料支払額	控除額
～50,000円	保険料支払額×50%	～5,000円	保険料支払額全額
50,000円～	25,000円	5,000円～15,000円	支払額×50%+2,500円
		15,000円～	10,000円

地震保険料控除は、地震保険料と旧長期損害保険料の合計額〔上限額:25,000円〕
※旧長期損害保険料の控除適用は、平成18年12月31日までに締結されたものに限り
ます。
※一つの損害保険契約等が上記表の(1)(2)のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約分のみ該当するものとして計算します。

寄附金税額控除

東近江市に主たる事業所のある学校法人や社会福祉法人に対して支出した寄附金は、市民税・県民税の寄附金税額控除の対象となります。
※対象法人について詳しくは、市民税課までお問合せいただくか、東近江市ホームページでご確認ください。

市民税・県民税と所得税との人的控除額の差額

控除の種類			市・県民税控除額			所得税控除額			人的控除の差額		
配偶者	納税義務者の所得→		900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
	一般控除対象配偶者		33万円	22万円	11万円	38万円	26万円	13万円	5万円	4万円	2万円
老人控除対象配偶者(70歳以上)		38万円	26万円	13万円	48万円	32万円	16万円	10万円	6万円	3万円	
扶養控除	年少扶養親族(16歳未満)										
	一般扶養親族			33万円		38万円			5万円		
	特定扶養(19歳以上23歳未満)			45万円		63万円			18万円		
	老人扶養(70歳以上)			38万円		48万円			10万円		
障害者	同居老親等			45万円		58万円			13万円		
	特別障害(身障1・2級など)			30万円		40万円			10万円		
	同居特別障害者加算			30万円		35万円			12万円		
	その他の障害			26万円		27万円			1万円		
寡婦		26万円			27万円			1万円			
ひとり親	父		30万円		35万円			1万円			
	母		30万円		35万円			5万円			
勤労学生		26万円			27万円			1万円			
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下		43万円		48万円					
		2,400万円超2,450万円以下		29万円		32万円					
		2,450万円超2,500万円以下		15万円		16万円			5万円		

※一般扶養親族は16歳以上19歳未満、23歳以上70歳未満。 ※年少扶養親族(16歳未満)は控除対象外。 24.12 5,000 OMI
※配偶者控除は、納税義務者と配偶者の合計所得金額によって控除額が変わります。 ※控除判定基準日は令和6年12月31日です。

市民税・県民税の配偶者特別控除

配偶者の所得額(円)	配偶者特別控除額		
納税義務者の所得→	900万円以下	950万円以下	1,000万円以下
480,001～950,000	33万円	22万円	11万円
950,001～1,000,000			
1,000,001～1,050,000	31万円	21万円	11万円
1,050,001～1,100,000	26万円	18万円	9万円
1,100,001～1,150,000	21万円	14万円	7万円
1,150,001～1,200,000	16万円	11万円	6万円
1,200,001～1,250,000	11万円	8万円	4万円
1,250,001～1,300,000	6万円	4万円	2万円
1,300,001～1,330,000	3万円	2万円	1万円

※控除を受ける人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用できません。
※納税義務者と配偶者の合計所得金額によって控除額が変わります。

調整控除

市民税・県民税と所得税では人的控除の額に差があるため、納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、市民税・県民税の所得割額から次の式で計算した額を差し引きます。

(市民税・県民税と所得税との人的控除の差額は下の表を参照してください。)

- 市民税・県民税の課税所得金額が200万円以下の人
・人的控除の差の合計額
・市民税・県民税の課税所得金額 } いずれか小さい額の5%
- 市民税・県民税の課税所得金額が200万円を超える人
(人的控除の差の合計額 - (市民税・県民税の課税所得金額 - 200万円)) × 5%
※求めた金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

市民税・県民税の税額表 ※(A)課税所得金額

区分	市民税	県民税
所得割	(A)×6%	(A)×4%
均等割	3,000円	1,800円
森林環境税(国税)	1,000円	

※令和6年度から森林環境税(国税)が導入され、個人住民税均等割と併せて1,000円が徴収されます。

市民税・県民税の非課税限度額

市民税・県民税は、その区分に応じ所得額が次の額以下の場合には課税されません。(n=本人+同一生計配偶者+扶養親族数)

所得割	本人のみ	扶養親族あり
45万円	45万円	35万円×n+42万円
均等割	本人のみ 38万円	扶養親族あり 28万円×n+26.8万円

障害者・寡婦・ひとり親・未成年に該当する人で合計所得が135万円以下の場合、市民税・県民税は課税されません。

所得金額調整控除

- (1)給与等の収入金額が850万円を超え「本人が特別障害者に該当」「年齢23歳未満の扶養親族を有する」「特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する」のいずれかに該当する場合
(給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円)×10%=控除額
- (2)給与と所得と公的年金等に係る雑所得の両方を有し、給与と所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合
給与と所得の金額(上限10万円)+公的年金等に係る雑所得の金額(上限10万円)-10万円=控除額
※(1)、(2)の両方に該当する場合、(1)の控除後に(2)の金額を控除

市民税・県民税申告書の書き方

⑬社会保険料控除
国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険、国民年金などをい、支払金額が全額控除されますので種類・支払った保険料を記入します。市から送付した社会保険料納付確認書や源泉徴収票に記載された社会保険料の額などが対象になります。

⑮生命保険料控除 ⑯地震保険料控除
生命保険料・地震保険料として支払った額が対象となりますので、それぞれの保険料の計へ記入します。控除額は説明書最終ページ掲載の生命保険料控除、地震保険料控除の計算式で求めます。

⑰寡婦控除 ⑱ひとり親控除 ⑲勤労学生控除
寡婦：夫と死別した人で所得が500万円以下の人
夫と離別した人で扶養親族があり、所得が500万円以下の人
ひとり親：婚姻歴や性別にかかわらず、現に婚姻をしていない人で、総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、所得が500万円以下の人
勤労学生：高校、大学等の学生で、所得が75万円以下（うち給与所得以外が10万円以下）の人

⑳障害者控除
あなた自身または同一生計配偶者や扶養親族のうち障害者に該当する人があれば、その氏名、障害の種類、級、個人番号を記入します。
特別障害者：療育手帳(A)、身体障害者手帳(1級、2級)、精神障害者保健福祉手帳(1級)など
障害者：上記以外の障害者手帳等の交付を受けている人

㉑配偶者控除 ㉒配偶者特別控除
あなたの所得が1,000万円以下の場合、あなたの配偶者で、所得が48万円以下で配偶者控除の対象とする人、または所得が48万円を超え、133万円以下で配偶者特別控除の対象とする人の氏名等を記入します。また、あなたの所得が1,000万円を超える場合で、所得が48万円以下の配偶者について障害者控除の適用を受けようとするときは、「同一生計配偶者」の□に✓を付けます。

㉓扶養控除
令和6年12月31日現在で生計を一にする親族のうち、所得が48万円以下の扶養親族の氏名等を記入します。
一般扶養：扶養親族のうち16歳以上19歳未満の人、23歳以上70歳未満の人(平成18年1月2日～平成21年1月1日生まれの人、昭和30年1月2日～平成14年1月1日生まれの人)
特定扶養：扶養親族のうち19歳以上23歳未満の人(平成14年1月2日～平成18年1月1日生まれの人)
老人扶養：扶養親族のうち70歳以上の人(昭和30年1月1日以前生まれの人)
同居老親等：老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の両親、祖父母で、あなたまたはあなたの配偶者と同居している人

㉔雑損控除
災害、盗難などで生活用資産に受けた損害が対象になります。

㉕医療費控除
①前年中に支払った医療費が10万円(または所得の5%)を超えた場合、その超えた額が控除の対象になります。支払った医療費については総額を記入します。また、保険金など補てんされる金額がある場合は、その金額を記入します。
〔控除額=(支払った医療費-補てんされる金額)-総所得金額の5%〕
〔または10万円のいずれか少ない方の金額〕
②健康の保持増進及び疾病の予防のために一定の取組を行っている方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合に、一定の控除を受けることができます。(セルフメディケーション税制)適用を受ける場合は、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入します。
〔控除額=特定一般用医薬品等購入費-1万2千円(限度額8万8千円)〕
なお、①、②はいずれか一方しか適用を受けることができません。
※医療費控除の申告には「医療費控除の明細書」の添付が必要です。医療費の領収書や、医療保険者から交付を受けた医療費通知をもとに明細書を作成し申告書と一緒に提出してください。(医療費控除の明細書については、任意の様式で構いませんが、東近江市のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。)

令和7年度分(令和6年分所得) 市民税・県民税 申告書

(あて先)東近江市長

提出年月日	フリガナ	ヒガシオウミ タロウ	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
年 月 日	氏名	東近江 太郎	生年月日	S23.4.30			0748-24-1234								

現住所 東近江市八日市緑町10番5号
令和7年1月1日現在の住所 現住所と同じ

〔個人番号(欄)または個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。〕

収入のなかった場合の記入欄(該当するものに○をしてください。)

1 遺族年金・障害年金・失業給付・労災保険・諸手当等を受給していた。 2 貯蓄の取りくずし
3 次の方に扶養されていた。住所 氏名 続柄
4 学生であった。学校名
5 生活保護法による生活扶助を受給していた。 6 その他()

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
	源泉のとおり	339,600 円
⑮ 生命保険料控除	合 計	339,600 円
	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	5,000 円	15,000 円
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
⑯ 地震保険料控除	介護医療保険料の計	12,000 円
	3,000 円	
⑰ 寡婦控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	45,000 円	

⑱ ひとり親控除 (学校名)

⑲ 勤労学生控除

⑳ 障害者控除

フリガナ	ヒガシオウミ タロウ	障害の程度	身体4 級度
氏名	東近江 太郎	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3

㉑ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者

フリガナ	ヒガシオウミ ハナコ	生年月日	昭和23年 11月 30日
氏名	東近江 花子	配偶者の合計所得金額	円
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4	同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)	<input type="checkbox"/>

㉓ 扶養控除

フリガナ	ヒガシオウミ アオイ	生年月日	大・昭(年)	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	続柄	子の子
氏名	東近江 葵	生年月日	15年 8月 18日	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居	続柄	子の子
個人番号	3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5	控除額	45 万円				

㉕ 医療費控除

フリガナ	ヒガシオウミ ノゾミ	生年月日	令和(年)	同居・別居の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 同居	続柄	子の子
氏名	東近江 望	生年月日	22年 3月 3日	同居・別居の区分	<input type="checkbox"/> 同居	続柄	子の子
個人番号	4 5 6 7 8 9 1 2 3 4 5 6	控除額	円				

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「9」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

扶養控除額の合計() 人 万円

㉔ 雑損控除

損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産
損害金額	年 月 日	円
支払った医療費等	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連
300,000 円	50,000 円	円

1 収入金額等	事業	営業等	ア	2,100,000
	農 業	イ		
	不 動 産	ウ		
	利 子	エ		
	配 当	オ		
	給 与	カ	(内専給)	
	雑 業	ク		
	そ の 他	ケ		
	公 的 年 金 等	キ		2,050,000
	短 期	コ		
2 所得金額	長 期	サ		
	一 時	シ		
	事 業	営業等	①	1,150,000
	農 業	②		
	不 動 産	③		
	利 子	④		
	配 当	⑤		
	給 与	⑥		
	公 的 年 金 等	⑦	950,000	
	業 務	⑧		
4 所得から差し引かれる金額	そ の 他	⑨		
	合 計(⑦+⑧+⑨)	⑩		
	総 合 譲 渡・一 時	⑪		
	合 計	⑫	2,100,000	
	社会保険料控除	⑬	339,600	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	35,000	
	地震保険料控除	⑯	22,500	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	260,000	
	勤労学生、障害者控除	⑲～㉒	380,000	
配偶者(特別)控除	㉑～㉒	450,000		
扶 養 控 除	㉓	430,000		
基 礎 控 除	㉔	1,917,100		
⑬から㉔までの計	㉕			
雑 損 控 除	㉖	150,000		
医療費控除	㉗			
合 計(㉕+㉖+㉗)	㉘	2,067,100		

地方税法附則第4条の4の規定(セルフメディケーション税制)の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

7 給与・雑所得・報酬・配当に関する事項

種 類	支払者などの氏名・名称	収入金額
年金	日本年金機構	1,250,000 円
年金	〇〇年金基金	800,000

申告者氏名欄
あなたの住所、氏名、個人番号、生年月日、電話番号を記入してください。

収入のなかった人の記入欄
令和6年中に収入がなかった人は、申告者氏名欄とこの欄の記入のみで提出いただいて結構です。
どのようにして生計を立てていたかを1～6の中から選び○をつけてください。
〔6「その他」を選んだ場合は、その具体的な内容を記入します。〕

ア・①営業等(販売、製造、建設など)
イ・②農業
ウ・③不動産(貸駐車場、貸アパートなどの所得)
営業、農業、不動産ともに申告書裏面の「収支内訳書」に収入と支出の内訳を記入し、その収入金額の合計はア・イ・ウ欄へ、所得金額は①・②・③欄へそれぞれ記入します。
オ・⑤配当
令和6年1月1日～令和6年12月31日に受けた配当額を記入します。

カ・⑥給与
源泉徴収票の支払金額をカ欄に、給与所得控除後の額を⑥欄に記入します。源泉徴収票が発行されない場合は、雇用主から給与支払証明をもらってください。

キ・⑦公的年金等
源泉徴収票の支払金額の合計をキ欄に記入します。所得金額は、「公的年金に係る雑所得(速算表)」の計算式で求めて⑦欄へ記入します。
公的年金に係る雑所得速算表

年齢区分	公的年金等の収入金額	割合	控 除 額		
			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額	～1,000万	～2,000万
65歳未満 S35.1.2 以後生	～1,299,999	—	600,000	500,000	400,000
	1,300,000～4,099,999	75%	275,000	175,000	75,000
	4,100,000～7,699,999	85%	685,000	585,000	485,000
	7,700,000～9,999,999	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000
10,000,000～	—	1,955,000	1,855,000	1,755,000	
65歳以上 S35.1.1 以前生	～3,299,999	—	1,100,000	1,000,000	900,000
	3,300,000～4,099,999	75%	275,000	175,000	75,000
	4,100,000～7,699,999	85%	685,000	585,000	485,000
	7,700,000～9,999,999	95%	1,455,000	1,355,000	1,255,000
10,000,000～	—	1,955,000	1,855,000	1,755,000	

ク・⑧業務に係る雑所得
副業に係る収入のうち営利を目的とした継続的なものをいい、シルバー人材センターからの配分金、原稿料、講演料、フリーマーケットやオークションサイトを利用した個人取引などが該当します。収入金額はク欄へ、所得金額は収入金額から必要経費を差し引いて残った額となり、⑧欄へ記入します。なお、シルバー人材センターの配分金は計算方法が異なりますので市民税課までお問合せください。
ケ・⑨その他雑所得
生命保険や生命共済に基づいて支払われる年金(個人年金保険)などが該当します。収入金額はケ欄へ、所得金額は収入金額から必要経費を差し引いて残った額となり、⑨欄へ記入します。

コ・サ・⑩譲渡所得
不動産や株式等の譲渡所得以外の譲渡所得が該当します。収入金額には総収入金額から必要経費および譲渡所得の特別控除額(50万円)を差し引いた額を記入します。
シ・⑪一時所得
生命保険の保険金、満期返戻金などが該当します。
収入金額:総収入金額から必要経費および一時所得の特別控除額(50万円)を差し引いた額をシ欄に記入します。
所得金額:所得金額欄には、短期譲渡所得の額、長期譲渡所得を2分の1した額、一時所得を2分の1した額の合計額を⑩欄に記入します。

※所得金額調整控除が適用される人
所得金額調整控除が適用される人は、給与所得から所得金額調整控除額を差し引いた金額を⑥欄に記入します。

㉔基礎控除

納税者本人の所得金額	控 除 額
2,400万円以下	430,000円
2,400万円超2,450万円以下	290,000円
2,450万円超2,500万円以下	150,000円

※給与・公的年金・報酬・配当などの収入のある人
給与、公的年金、報酬、配当などの収入があれば裏面「7 給与・雑所得・報酬・配当に関する事項」の欄に、その種類、支払者、収入金額を記入します。